

育休の利用促進で快適な社内環境作りを！

●趣旨・背景

こども未来戦略(2023年12月閣議決定)において

共働き・共育ての推進 → 男女とも気兼ねなく育児休業を取得できる環境作りの促進

男性の育児休業取得率の目標  2025年までに50%
2030年までに85%

育休の利用が進まない理由(例)

- ・育休を取得すると職場に迷惑がかかる？
- ・育休中の収入が減る？
- ・育児休業制度が整備されていない？



 育児・介護休業法及び雇用保険法を改正し、様々な措置を講じています

●支援策

1 事業主への助成金 (両立支援等助成金)

男性労働者が育休を取得した場合	出生時両立支援コース(子育てパパ支援助成金)
円滑な育休の取得・職場復帰に取り組んだ場合	育児休業等支援コース
育休取得者の業務代替者に手当支給等をした場合	育児休業等業務代替支援コース
柔軟な働き方選択制度等を複数導入した場合	柔軟な働き方選択制度等支援コース
不妊治療等のための支援制度を整備した場合	不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース NEW



2 従業員への給付金 ※原則、事業主を経由して申請して下さい

子を養育するための休業(育児休業・産後パパ育休)をした場合	育児休業給付金 出生時育児休業給付金
両親ともに14日以上育児休業をした場合	出生後休業支援給付金 NEW
子を養育するための時短勤務をした場合	育児時短就業給付金 NEW



※要件等は二次元コードからご確認ください

問い合わせ先

支援策の1は、京都労働局雇用環境・均等室(075-241-3212)

支援策の2は、各ハローワーク又は京都労働局職業安定課(075-241-3268)

令和7年4月1日現在